

遺産分割事件の調査について

平成22年9月29日家一第004333号家庭裁判所長あて
家庭局長通達

改正 平成24年12月19日家一第004821号

標記の事件について、当分の間、下記により調査し、報告してください。
記

1 調査事項

- (1) 毎年12月31日の時点で係属する遺産分割事件について、別紙様式第1の調査表に記載の事項
- (2) (1)の事件で係属3年を超えるものについては、別紙様式第2の調査表に記載の事項

2 調査表の作成単位

- (1) 別紙様式第1の調査表については、本庁、支部及び出張所ごとに作成するとともに、これらの調査結果を合計したものを作成する。
- (2) 別紙様式第2の調査表については、本庁、支部及び出張所ごとに作成する。

3 報告の方法

2の定めにより作成した調査表を本庁において取りまとめた上、高等裁判所を経由することなく、家庭局第一課家事資料係あてに送付する方法により報告する。ただし、別紙様式第2について、1の(2)の事件がない場合には報告を要しない。

4 報告の期限

翌年2月20日とする。

付 記

- 1 この通達は、平成22年12月31日から実施する。
- 2 平成5年12月6日付け最高裁家一第361号家庭局長通達「遺産分割事件の調査について」は、平成22年12月30日限り、廃止する。

付 記 (平24.12.19家一第004821号)

この通達は、平成24年12月31日から実施する。

(別紙様式第1)

遺産分割事件係属状況調査表

| 庁名 | | 係属期間別件数 | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------|------------------|
| 裁判所 | 支部等 | 総数 | 1年以内 | 1年を超え 2年以内 | 2年を超え 3年以内 | 3年を超え 5年以内 | 5年を超え 7年以内 | 7年を超え 10年以内 | 10年を 超える | 3年を超える 長期未済件数 |
| | | | | | | | | | | |

(段次一)

